

令和3年第7回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年7月30日（金） 午後1時47分		
出席委員 （19名）	1 番	二月田	努
	2 番	中 園	真 一
	3 番	相 良	悟
	4 番	鎌 田	陽 一
	5 番	中 村	優 志
	6 番	田 代	一 友
	7 番	松 下	さえ子（会長職務代理者）
	8 番	有 村	啓 太
	9 番	東 鶴	昭 雄
	10 番	上 原	雄 二
	11 番	清 水	和 子
	12 番	岡 村	勝 敏
	13 番	山之内	悟
	14 番	笹 峯	久 雄
	15 番	大 山	茂 美
	16 番	長 崎	恵里子
	17 番	今 村	浩 一
	18 番	常 盤	信 一
	19 番	槐 島	睦 夫（会 長）
欠席委員 （0名）			
事 務 局 振興農地グループ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長 古江 洋一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査 山下 良太
	主 事	鶴瀬 祐樹	主任主事 水迫 時巳
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>7 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について</p>		
開会 午後1時47分			
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。		
議長（会長）	<p>それでは第7回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。</p>		
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕		

議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が3件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を13番委員。
13番委員	1番と2番を続けて報告いたします。まず1番です。届出地は下井地区集会所の北東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmし、周囲は軽量ブロック積みとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。 続きまして2番を報告します。届出地は下井地区集会所の北東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmとし、周囲は軽量ブロック積みとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、福山の3を19番委員に代わり7番委員。
7番委員	3番について代理報告をします。届出地はまきばドームの南東に位置しており、現況は倉庫である。利用変更目的は農業用施設179㎡を建設するもので、既に建設済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上報告します。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定77件、中間管理権の設定29件の合計108件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が26件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数2筆、面積10,891㎡、利用権設定77件、筆数117筆、面積152,953㎡、中間管理権の設定29件、筆数39筆、面積52,742㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議さ

	れた結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請13件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、国分の2については、議事参与の制限に当たりますので別途審議をいたします。それでは調査委員の意見、報告を求めます。まず単人の1を8番委員。
8番委員	1番を報告いたします。申請地は小浜小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は1,223㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の3を4番委員。
4番委員	3番を報告いたします。受人の住所が違うので、現地調査は15番委員にしてもらいました。申請地は福地地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は42,336㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の4から6を18番委員。
18番委員	4番から6番まで続けて報告いたします。4番。申請地は重久公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,486㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われず。 5番。申請地は市営大津団地の南東に位置し、現況は不耕作地であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,957㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われず。 6番。申請地は市営清水団地の北西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使

	用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,498㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、横川の7を9番委員。
9番委員	7番。申請地は茶屋公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は58,927㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく横川の8を12番委員。
12番委員	8番を報告します。申請地は山ノ口公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,969㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の9を16番委員。
16番委員	9番を報告いたします。申請地は下瀬戸口公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和12年7月までの使用収益権を設定していましたが、今回の申請に当たって解約通知が提出されています。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,752㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の10を10番委員。
10番委員	10番を報告します。申請地は県営内山田団地の東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,215㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の11と12を15番委員。
15番委員	11番を報告します。現地調査は13番委員にしてもらいました。申請地は朴木公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,324㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 12番を報告します。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権

	<p>以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,324㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく福山の13を19番委員に代わり7番委員。</p>
7番委員	<p>13番について代理報告いたします。申請地はまきばドームの南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は28,279㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい、ご苦労さまでした。意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、国分の2を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔挙手多数〕</p>
議長（会長）	<p>賛成多数であります。よって、本案件は国分の2を除き許可することに決定いたしました。次に国分の2を審議いたしますので、13番委員は退席をお願いいたします。</p>
	<p>〔13番委員退席〕</p>
議長（会長）	<p>それでは国分の2について、調査委員の意見報告を求めます。国分の2を4番委員。</p>
4番委員	<p>報告いたします。申請地は国分湊多目的集会施設の東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和10年2月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人の※※さんと※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は、※※さんが2,089㎡、※※さんが3,224㎡でありいずれも下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい、これより質疑にはいりません。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての国分の2は、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成であります。よって、国分の2は許可することに決定いたしました。ここで、13番委員の退席を解きます。着席をお願いします。</p>
	<p>〔13番委員着席〕</p>
議長（会長）	<p>13番委員に申し上げます。国分の2は許可することに決定いたしました。</p>
△ 議案第4号	<p>「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。</p>

	す。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が7件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を8番委員。
8番委員	1番を報告いたします。申請地は糸走地区共同利用施設の北東に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするもので、既に植林済みある。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2を18番委員。
18番委員	申請地は竹下公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場と駐車場を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の3と4を7番委員。
7番委員	3番について報告します。申請地は糸走地区共同利用施設の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成10年頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして4番について報告いたします。申請地は平熊公民館の南に位置し、現況は駐車場である。なお、昭和52年7月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。また、隣接する宅地を一体利用するもので全体計画面積は620㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人の5を10番委員。
10番委員	5番を報告します。申請地は隼人駅の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の6を16番委員。
16番委員	6番について報告いたします。申請地は塩浸公民館の南に位置し、現況は倉庫、作業場、通路である。なお、平成元年頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は倉庫、作業場、通路にするものであるが、既に実行済みである。また、隣接する山林と宅地を一体利用するもので、全体計画面積は3,440.15㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の7を19番委員に代わり7番委員。
7番委員	7番について代理報告をいたします。申請地はまきばドームの南東に位置し、現況は農家住宅と通路である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅と通

	路を建設するものであり、既に実行されており始末書も添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が23件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1と2を9番委員。
9番委員	1番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸家3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 2番。申請地はまいづるこども園の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、同じく国分の3と4を4番委員。
4番委員	3番を報告いたします。申請地は野口生活改善センターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして4番を報告いたします。申請地は国分西保育園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の5と6を13番委員。
13番委員	5番と6番を続けて報告いたします。5番です。申請地は上小川小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被

	<p>害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして6番を報告いたします。申請地は下井地区集会所の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の7を17番委員。
17番委員	<p>7番。申請地は国分小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の8と9を18番委員。
18番委員	<p>8番と9番を続けて報告いたします。8番。申請地は止上公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番。申請地は国分中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の10と11を3番委員。
3番委員	<p>10番と11番について報告します。10番と11番は受人が同一人のため、一括して報告いたします。申請地は玉利自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地10番と11番を一体利用するもので、全体計画面積は430㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の12を14番委員。
14番委員	<p>12番を報告いたします。申請地は久保山団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の13から16までを5番委員。
5番委員	<p>13番を報告します。申請地は鹿児島郵便局の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は電柱を設置するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと</p>

	<p>思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番を報告します。申請地は小田西公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は電柱を設置するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして15番を報告します。申請地は小田西公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に16番を報告します。申請地は稲荷団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく、隼人の17と18を7番委員。
7番委員	<p>17番について報告いたします。申請地は西瓜川原公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条許可地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,617㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>18番について報告いたします。申請地は新溝公民館の北に位置し、現況は宅地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の19から21を10番委員。
10番委員	<p>19番から21番まで続けて報告いたします。申請地は菩提寺団地の南に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番です。申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に21番です。申請地は旧霧島水道部の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は排水路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため</p>

	支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告を終わります。
議長（会長）	はい、次に福山の22と23を15番委員。
15番委員	22番を報告いたします。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は倉庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして23番を報告いたします。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員の意見報告が終わりました。只今の意見についてご意見ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第6号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を7番委員。
7番委員	1番について報告いたします。申請地は西瓜川原公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は宅地分譲9区画を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第7号 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要
--------	---

	性」についてを議題といたします。本議案について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について」の提案理由をご説明いたします。当委員会では、現在、下限面積を「全域20a」、霧島市空き家バンク制度に登録している家屋に付随する農地の取得等については「1㎡」と決定し、運用しているところです。また、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施」において、農業委員会の具体的な取り組みとして、下限面積が適正であるかどうかを毎年確認することとなっております。従いまして、農地台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第17条第1項各号及び同条第2項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の20a及び1㎡のままとし、修正の必要性はないものとして、ご提案させていただきますので審議の程よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長(会長)	はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明は、「農地台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第17条第1項各号及び同条第2項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の20a及び1㎡のままとし、修正の必要性はないものとして、提案させていただきたい。」との内容でありましたが、これについてご意見・ご質疑はございませんか。
6番委員	はい。
議長(会長)	6番委員。
6番委員	総会前の調整会議で40パーセントの説明がありましたが、現行のままでいいと思います。
議長(会長)	他にご意見等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	意見としては現行のままでいいという意見でございました。それでは他にご意見等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性」については、現行の20a及び1㎡のまま据え置くことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	はい、全員賛成であります。よって、本案件は20a及び1㎡のまま据え置くことに決定いたします。それでは以上で、令和3年第7回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ないので、令和3年第7回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	皆さん姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会2時50分

7番

8番

19番